

4. 東日本大震災に伴う利用者負担等減免措置に対する財政支援の継続について

(1) 東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域等に係る対応

警戒区域等の被保険者の利用者負担や介護保険料の減免に対する財政支援については、1年間延長（※1）することを「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」（平成25年2月13日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）でお示ししたところである。

警戒区域等に居住していた者で他市町村に転出して避難している者についても引き続き対象となるため、管内市町村に対し、対象者や事業所への周知徹底の依頼方をお願いする。

（※1）具体的な期間について

- ・ 利用者負担の免除については平成26年2月サービス提供分まで
- ・ 保険料の減免については平成26年3月分まで

(2) その他の地域に係る対応

(1)以外の被災者の利用者負担や介護保険料の減免に対する財政支援についても、本年2月13日付け事務連絡でお示したとおり、引き続き特別調整交付金を活用した財政支援を行うこととしているため、管内市町村に対する本財政支援を活用した減免の延長について周知方をお願いする。

（※2）(1)に係る補助金の申請方法や(2)に係る特別調整交付金の交付基準等を定める通知等の発出は追って行う。

東日本大震災における介護保険の特別措置（利用者負担の免除・保険料の減免）

震災発生（平成23年3月）から1年間

- 住宅が全半壊・全半焼した方、主たる生計維持者が死亡したり、行方不明となっている方、東電福島第一原発事故に伴う警戒区域等の住民の方等について、利用者負担を免除・保険料を減免

- 国により全額を財政支援（平成23年度補正予算）

〔 ・ 利用者負担：平成24年2月末まで
 ・ 保険料：平成24年3月分まで 〕

警戒区域等

- 東電福島第一原発事故に伴う警戒区域等の住民の方については、利用者負担及び保険料の免除を1年延長

- 国により全額を財政支援（平成24年度予算（介護保険災害臨時特例補助金））

〔 ・ 利用者負担：平成25年2月末まで
 ・ 保険料：平成25年3月分まで 〕

- 東電福島第一原発事故に伴う警戒区域等の住民の方については、利用者負担及び保険料の免除をさらに1年延長

- 国により全額を財政支援（平成25年度予算案（介護保険災害臨時特例補助金））

〔 ・ 利用者負担：平成26年2月末まで
 ・ 保険料：平成26年3月分まで 〕

特定被災区域（警戒区域等以外）

- その他の被災地域の住民の方については、利用者負担の免除及び保険料の減免を平成24年9月末まで延長

- 国により全額を財政支援（特別調整交付金）

〔 ・ 利用者負担：平成24年9月末まで
 ・ 保険料：平成24年9月分まで 〕

- 平成24年10月以降、本来の制度により、保険者の判断で利用者負担・保険料の減免を行うことができる

- 財政負担が著しい場合に、国により減免額の8/10以内の額を財政支援（特別調整交付金）

（注1）「警戒区域等」とは、①警戒区域、②計画的避難区域、③旧緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）と指定された4つの区域等をいう。
 （注2）「特定被災区域」とは、災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。
 （注3）震災発生後、他市町村へ転出した方も含む。